((事業所)							事	業所記	号		常務理事	事	務長	業務	務課長		係
	所在地 名 称 事業主												令和	4	年	月	E	3 提出
	正 健康保険 被保険								分変	更	届		日	建保事	務担₤	当者確	認欄	i 🗆
1	① 被保険者番号	27	② フリカ゛ 氏名						③ 生年 月日		昭和平成	年	月		4) 年齢 歳	⑤ 1. 2.	性別 男 女
	⑥ 変更年月日	令和	年	月	日	⑦ 変更[2	☑分		一般		短時	間労働者		8備	考			
2	① 被保険者番号	<u> </u>	② フリカ゛ 氏名						③ 生年 月日		昭和平成	年	月		4) 年齢 歳	⑤ 1. 2.	性別 男 女
	⑥ 変更年月日	令和	年	月	В	⑦ 変更[2	☑分		一般		短時	間労働者		8備	考			
3	① 被保険者番号	=======================================	② フリカ゛ 氏名						③ 生年 月日		昭和平成	年	月		4) 年齢 歳	⑤ 1. 2.	性別 男 女
	⑥ 変更年月日	令和	年	月	日	⑦ 変更②	☑分		一般		短時	間労働者		8備	考			
4	① 被保険者番号	=======================================	② フリカ* 氏名						③ 生年 月日		昭和平成	年	月		4) 年齢 歳	5 1. 2.	性別 男 女
	⑥ 変更年月日	令和	年	月	日	⑦ 変更[2	☑分		一般		短時	間労働者		8備	考			
5	① 被保険者番号	=======================================	② 7川ガ 氏名						③ 生年 月日		昭和平成	年	月		4) 年齢 歳	1.	性別 男 女
	⑥ 変更年月日	令和	年	月	В	⑦ 変更[2	☑分		一般		短時	間労働者		8備	考			
			『業所」に使用さ 場合提出するもの		保険者が	「通常の	労働者	者」から「	短時間的	労働 者	引に変	変更した場合	ふ又は	「短時間	間労働	動者」力	115	
「通常の労働者」に変更する場合提出するものです。 (注意) ・この届出は正・副を作成して下さい。正の事業主印は省略できます。健保事務担当者確認欄には回を付けて下さい。 ・短時間労働者とは、健康保険法第3条第1項第9号に規定され、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」第2条に規定する「通常の労働者」の1週間の所定労働時間の4分の3未満である同条に規定する短時間労働者又は、その1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1月間の所定労働日数の4分の3未満に該当する短時間労働者のうち、以下の全ての要件を満たす者をいいます。 1. 週の所定労働時間が20時間以上であること 2. 賃金の月額が88,000円以上であること、ただし以下の①から④は除く ①臨時に支払われる賃金 ②1月を超える期間毎に支払われる賃金 ③所定労外労働、休日労働および深夜労働に対して支払われる賃金 ④最低賃金法において算入しないことを定める賃金																		

4. 従業員が101人以上の特定適用事業所に使用されていること。

3. 学生でないこと

処理年月日

 (事業所)

 所在地名 称 事業主

〒310-0022 茨城県水戸市梅香1-5-5 JA会館分館5F TEL.029-232-2270

茨城県農協健康保険組合 理事長

副

健康保険 被保険者区分変更確認通知書

1	① 被保険者番号		② フリか ナ 氏名				③ 生年 月日	昭和 年 平成	月	日	4 年齢 歳	1.	性別 男 女
	⑥ 変更年月日	令和	年	月 日	⑦ 罗 変更	巨区分	 一般	短時間労働者		⑧備考			
2	① 被保険者番号		② フリか ナ 氏名				③ 生年 月日	昭和 年 平成	月	日	4 年齢 歳	1.	性別 男 女
	⑥ 変更年月日	令和	年	月 日	② 変更	巨区分	 一般	短時間労働者		⑧備考			
3	① 被保険者番号		② フリがす 氏名				③ 生年 月日	昭和 年 平成	月	В	④ 年齢 歳	1.	性別 男 女
	⑥ 変更年月日	令和	年	月日	② 変更	巨区分	 一般	短時間労働者		⑧備考			
4	① 被保険者番号		② フリか ナ 氏名				③ 生年 月日	昭和 年 平成	月	В	④ 年齢 歳	1.	性別 男 女
	⑥ 変更年月日	令和	年	月 日	⑦ 罗 変更	巨区分	 一般	短時間労働者		⑧備考			
5	① 被保険者番号		② フリか ナ 氏名				③ 生年 月日	昭和 年 平成	月	B	4年齢歳	1.	性別 男 女
	⑥ 変更年月日	令和	年	月日	② 変更	巨区分	 一般	短時間労働者		⑧備考			

○上記の者について、被保険者区分を変更したので通知します。

(注意)

- ・この届出は正・副を作成して下さい。正の事業主印は省略できます。健保事務担当者確認欄には図を付けて下さい。
- ・短時間労働者とは、健康保険法第3条第1項第9号に規定され、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」第2条に規定する「通常の労働者」の1週間の所定労働時間の4分の3未満である同条に規定する短時間労働者又は、その1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1月間の所定労働日数の4分の3未満に該当する短時間労働者のうち、以下の全ての要件を満たす者をいいます。
- 1. 週の所定労働時間が20時間以上であること
- 2. 賃金の月額が88,000円以上であること、ただし以下の①から④は除く
- ①臨時に支払われる賃金
- ②1月を超える期間毎に支払われる賃金
- ③所定労外労働、休日労働および深夜労働に対して支払われる賃金
- ④最低賃金法において算入しないことを定める賃金
- 3. 学生でないこと
- 4. 従業員が101人以上の特定適用事業所に使用されていること。

確認印

令和5年5月改訂版